

第63回

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始午前9時）



開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー
ステーションコンファレンス東京
6階 602

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件
- 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

旭情報サービス株式会社

証券コード：9799

郵送（書面）またはインターネットによる
議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後6時まで



公式マスコットキャラクター
「ふくーたん博士」

証券コード 9799
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー11階
旭情報サービス株式会社
代表取締役社長 濱 田 広 徳

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.aiskk.co.jp/ir/stockholder/meeting.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスのうえ、銘柄名（旭情報サービス）又は証券コード（9799）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご覧ください。）



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後記の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日(火曜日) 午前10時 (受付開始午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー ステーションコンファレンス東京 6階 602
3. 目的事項
報告事項 第63期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

(お知らせ)

- ◎書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類を併せてご送付しております。
- ◎当社は、法令および当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制」
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ②計算書類のうち「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を記載させていただきます。
- ◎議決権行使書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。インターネットにより複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。以下をご参照のうえ、いずれかの方法でご行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（受付開始午前9時）

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト、またはスマートフォンによる「スマート行使」にて議案の賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後6時行使分まで

重複して行使された議決権の取り扱いについて

◎ 議決権行使書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。インターネットにより複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社
証券代行部

議決権行使について

☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

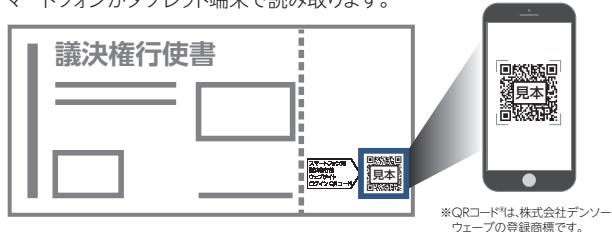
その他のご照会

☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

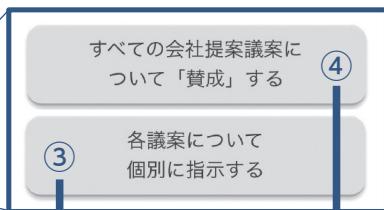
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について個別に指示する

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

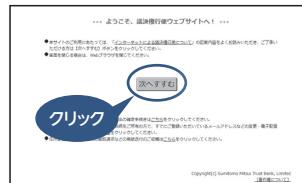
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

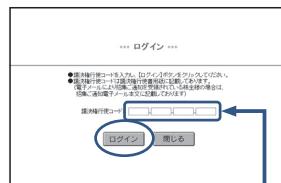
パソコン等によるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

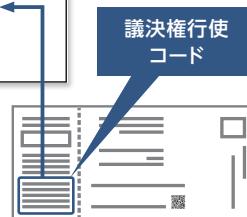
<https://www.web54.net>



② ログインする



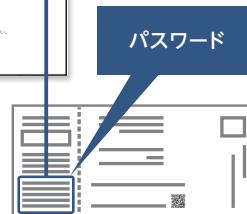
同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

議案および参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとしており、経営基盤の強化と長期的な収益の向上を維持するとともに、配当につきましては安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の事業展開、株主の皆様への利益還元等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

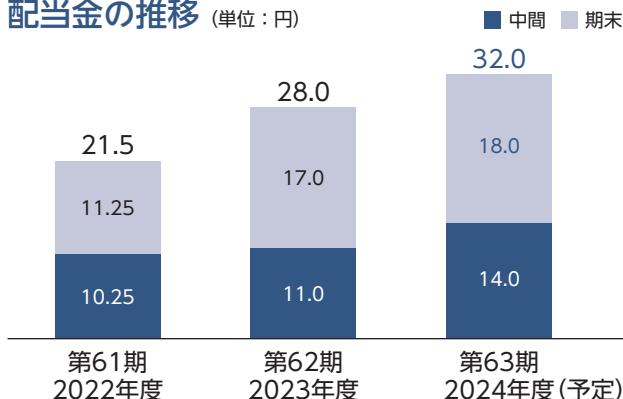
当社普通株式1株につき金 18円

配当総額 279,805,248円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

配当金の推移 (単位：円)



(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記のグラフは、第61期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの配当金を記載しております。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会／出席回数
1	再任 はまだ 濱田 ひろのり 広徳 (男性)	代表取締役社長	100% (12回／12回)
2	再任 みやした 宮下 はやと 勇人 (男性)	取締役 常務執行役員 (管理本部長兼人事部長兼人材開発室長 総務担当)	100% (12回／12回)
3	再任 みずの 水野 しんいち 伸一 (男性)	取締役 上席執行役員 (管理副本部長兼経営企画部長兼パートナー推進室長兼IR室長)	100% (12回／12回)
4	再任 たも 田茂 よしゆき 義之 (男性)	取締役 上席執行役員 (事業本部長兼ビジネスイノベーション推進室長 関西圏事業担当)	100% (12回／12回)
5	再任 みずしま 水島 かつのり 克典 (男性)	取締役 上席執行役員 (管理副本部長兼財務経理部長兼情報システム室長)	100% (12回／12回)
6	再任 くぼ 久保 ひでもと 英資 (男性)	社外取締役 独立役員 取締役	100% (12回／12回)
7	再任 いしの 石野 ようこ 洋子 (女性)	社外取締役 独立役員 取締役	100% (10回／10回)
8	新任 たなべ 田辺 ひとし 均 (男性)	社外取締役 独立役員 —	—

(注) 石野洋子氏の取締役会の出席回数は、2024年6月21日就任以降に開催された取締役会のみ対象としております。

候補者番号

1

はまだ ひろのり
濱田 広徳

(1961年3月27日生)

■所有する当社の株式数

22,453株

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 当社入社
1998年5月 当社事業本部西日本業務サービス部長
1999年1月 当社人事部長
1999年6月 当社取締役
2002年4月 当社大阪支社長
2004年7月 当社総務部長兼広報室長
2007年6月 当社経営企画部長
2010年6月 当社人事部長兼人材開発室長
2017年1月 当社常務取締役
当社総務・広報担当
2020年9月 当社総務部長兼広報室長
2021年1月 当社総務・広報担当
2022年6月 当社代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

候補者は、当社事業における幅広い領域で責任者を歴任し、豊富な経験と実績を有しております。候補者のこれまでの経験および見識は当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みやした はやと
宮下 勇人

(1967年2月2日生)

■所有する当社の株式数

37,280株

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年3月 当社入社
2003年4月 当社横浜支社長
2014年6月 当社取締役（現任）
当社総務部長兼広報室長
2017年1月 当社人事部長兼人材開発室長
2022年6月 当社常務取締役
2023年4月 当社財務経理・IR担当
2023年10月 当社財務経理担当
2023年12月 当社財務経理部長
2024年6月 当社財務経理部長・人事担当
2024年10月 当社常務執行役員（現任）
当社管理本部長兼人事部長兼人材開発室長 総務担当（現任）

■取締役候補者とした理由

候補者は、営業部門で培ってきた豊富な経験と実績を有しており、事業部や総務、人事、財務経理部門の責任者を歴任してまいりました。候補者のこれまでの経験および見識は、当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

みずの しんいち
水野 伸一

(1966年2月26日生)

■所有する当社の株式数

20,270株

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986年3月 当社入社
 2003年4月 当社中部支社長
 2015年6月 当社取締役（現任）
 当社営業統括部長兼経営企画室長兼技術企画室長
 2022年6月 当社人事部長兼人材開発室長
 2023年4月 当社パートナー推進部長
 2024年10月 当社上席執行役員（現任）
 当社管理副本部長兼経営企画部長兼パートナー推進室長兼IR室長（現任）

■取締役候補者とした理由

候補者は、営業部門で培ってきた豊富な経験と実績を有しており、事業部や経営企画、人事部門の責任者を歴任してまいりました。候補者のこれまでの経験および見識は、当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

たも よしゆき
田茂 義之

(1970年8月2日生)

■所有する当社の株式数

9,193株

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年3月 当社入社
 2010年4月 当社東京支社長
 2021年1月 当社総務部長兼広報室長
 2021年6月 当社取締役（現任）
 2022年6月 当社営業統括部長兼経営企画室長兼技術企画室長
 2023年4月 当社営業統括部長兼経営企画室長
 2023年10月 当社経営企画部長兼ビジネスイノベーション推進室長兼IR室長
 2024年10月 当社上席執行役員（現任）
 当社事業本部長兼ビジネスイノベーション推進室長 関西圏事業担当（現任）

■取締役候補者とした理由

候補者は、営業部門で培ってきた豊富な経験と実績を有しており、事業部や総務、経営企画部門の責任者を歴任してまいりました。候補者のこれまでの経験および見識は、当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

みずしま かつのり
水島 克典

(1974年8月26日生)

■所有する当社の株式数

15,497株

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1997年4月 当社入社
 2015年6月 当社中部支社長
 2022年6月 当社取締役（現任）
 当社総務部長兼広報室長
 2023年4月 当社総務部長兼広報室長兼情報システム室長
 2024年10月 当社上席執行役員（現任）
 当社管理副本部長兼財務経理部長兼情報システム室長（現任）

■取締役候補者とした理由

候補者は、ITエンジニアとして培ってきた豊富な経験と実績を有しており、アウトソーシング事業や事業部、総務、財務経理部門の責任者を歴任してまいりました。候補者のこれまでの経験および見識は、当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

くぼ ひでもと
久保 英資

(1955年8月10日生)

■所有する当社の株式数

0株

再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年4月 (株)日本交通公社（現株JTB）入社
 2003年2月 (株)サンルート（現株相鉄ホテルマネジメント）出向
 2004年6月 同社取締役経営企画部長
 2007年6月 (株)JTBビジネストラベルソリューションズ 取締役（Executive Vice President）
 2010年6月 (株)JTB情報システム（現I&Jデジタルイノベーション株） 代表取締役社長
 2014年9月 (株)はとバス 代表取締役専務
 2020年6月 当社監査役
 2023年6月 当社取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり他社の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と見識を有しております。当社社外監査役および社外取締役就任後は、その豊富で多様な知見を活かし当社経営に対して適切な監督や有益な助言をいただいております。引き続き、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる強化や中長期的な企業価値の向上のため、経営全般にわたる適切な監督や有益な助言をいただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

いしの ようこ
石野 洋子

(戸籍上の氏名：沖中 洋子)

(1964年12月28日生)

再任

社外取締役

独立役員

■所有する当社の株式数

541株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1999年4月 東京大学先端科学技術研究センター協力研究員
 1999年11月 University of Southern California博士研究員
 2003年6月 理化学研究所連携研究員
 2004年5月 広島大学大学院理学研究科特任助教授
 2007年4月 同研究科特任准教授
 2011年4月 山口大学大学院技術経営研究科准教授
 2014年12月 同研究科教授 (現任)
 2017年2月 アヲハタ(株) 社外取締役 (現任)
 2024年6月 当社取締役 (現任)

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり大学の教授としてマーケティングおよび社会システム工学等を研究しており、技術経営分野における幅広い知識・見識を有しております。当社社外取締役就任後は、これまでの経験と見識をもとに、当社の経営に対して適切な監督や有益な助言をいただいております。引き続き、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる強化や中長期的な企業価値向上のため、経営全般にわたる適切な監督や有益な助言をいただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、候補者は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏はアヲハタ株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

8

たなべ ひとし
田辺 均

(1957年2月7日生)

新任

社外取締役

独立役員

■所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1981年4月 日本国有鉄道入社
 1989年5月 日本テレコム(株) (現ソフトバンク(株)) 入社
 2004年7月 東日本旅客鉄道(株)入社
 2016年6月 日本コンサルタンツ(株) 執行役員 技術本部副本部長
 2019年6月 (株)JR東日本テクノハートT E S S E I 常勤監査役 (現任)

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり他社の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と見識を有しております。これまでの経験と見識をもとに、公正かつ客観的な助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化が図られるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は株式会社JR東日本テクノハートT E S S E Iの監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保英資氏、石野洋子氏および田辺均氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 社外取締役としての独立性について
- ① 当社は、久保英資氏および石野洋子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、田辺均氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - ② 久保英資氏、石野洋子氏および田辺均氏は過去10年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員となったことはありません。
 - ③ 久保英資氏、石野洋子氏および田辺均氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 - ④ 久保英資氏、石野洋子氏および田辺均氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤ 久保英資氏は当社の現任の社外取締役であります。社外取締役に就任してからの在任年数は、本総会終結の時をもって、2年となります。また、同氏は過去に当社の社外監査役でありました。
 - ⑥ 石野洋子氏は当社の現任の社外取締役であります。在任年数は、本総会終結の時をもって、1年となります。
4. 当社は久保英資氏および石野洋子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。久保英資氏および石野洋子氏の選任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定です。また、田辺均氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の当該契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものです。なお、各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、契約更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、株主総会参考書類作成日（2025年5月19日）現在の株式数を記載しております。また、旭情報サービス役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

【ご参考】取締役会のスキルマトリックス

地位	氏名	専門性と経験							指名・報酬委員会
		企業経営	情報／通信	営業／事業戦略	人事／人材／労務	法務／リスクマネジメント	財務会計	他業種知見	
代表取締役社長	濱田 広徳	○			○	○			○
取締役	宮下 勇人	○			○		○		
取締役	水野 伸一		○	○					
取締役	田茂 義之			○		○			
取締役	水島 克典		○			○			
社外取締役	久保 英資	○						○	○
社外取締役	石野 洋子			○				○	
社外取締役	田辺 均	○						○	
常勤監査役	上関 孝昭			○				○	
社外監査役	三浦 州夫					○		○	
社外監査役	清水 万里夫						○	○	
社外監査役	三原 秀章						○	○	

(注) 本表は各取締役・監査役が有するすべての知見や経験を表すものではなく、特に専門性が高いスキルを記載しております。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます岩田守弘氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈したいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退職慰労金につきましては、当社の業績および企業価値の向上に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金内規に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定するものであります。

以上により、本議案の内容は、相当であると判断しております。

退任取締役岩田守弘氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
いわ た もり ひろ 岩 田 守 弘	2015年 6 月 当社社外取締役（現任）

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2025年5月1日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、引き続き在任する取締役7名（うち社外取締役2名）および監査役4名（うち社外監査役3名）に対し、本総会の終結の時までの在任期間の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で、役員退職慰労金を打ち切り支給いたしたく存じます。第5号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決された場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打ち切り支給は相当であると判断しております。

なお、支給の時期につきましては、取締役および監査役を退任する時とし、その具体的な金額および方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議にそれぞれ一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
はまだ ひろのり 濱田 広徳	1999年 6 月 当社取締役 2017年 1 月 当社常務取締役 2022年 6 月 当社代表取締役社長（現任）
みやした はやと 宮下 勇人	2014年 6 月 当社取締役 2022年 6 月 当社常務取締役 2024年 10月 当社取締役 常務執行役員（現任）
みずの しんいち 水野 伸一	2015年 6 月 当社取締役 2024年 10月 当社取締役 上席執行役員（現任）
たも よしゆき 田茂 義之	2021年 6 月 当社取締役 2024年 10月 当社取締役 上席執行役員（現任）
みずしま かつのり 水島 克典	2022年 6 月 当社取締役 2024年 10月 当社取締役 上席執行役員（現任）
くぼ ひでもと 久保 英資	2023年 6 月 当社社外取締役（現任）

氏 名	略 歴
いしの ようこ 石野 洋子	2024年 6 月 当社社外取締役（現任）
かみせき たかあき 上関 孝昭	2019年 6 月 当社監査役 2020年 6 月 当社常勤監査役（現任）
みうら くにお 三浦 州夫	2008年 6 月 当社監査役（現任）
しみず まりお 清水 万里夫	2016年 6 月 当社監査役 2020年 4 月 当社常勤監査役 2020年 6 月 当社監査役（現任）
みはら ひであき 三原 秀章	2023年 6 月 当社監査役（現任）

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月23日開催の第44回定時株主総会において、年額2億4千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、役員報酬制度を見直し、役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。なお、本議案の決議の効力は、第4号議案「役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件」が原案どおり承認可決されることを条件として発生するものとします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年80,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合には、かかる分割比率または併合比率等に応じて調整されるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分につきましては、取締役会において決定するものとします。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「4. 会社役員 の状況」に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを2025年5月1日開催の取締役会において決議しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

本議案による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から、原則として、当社の取締役を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記(3)②により本割当株式の一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

① 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

② また、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に退任した場合にはその残存期間に応じた数の本割当株式を当社が無償取得するほか、非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合におきましては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

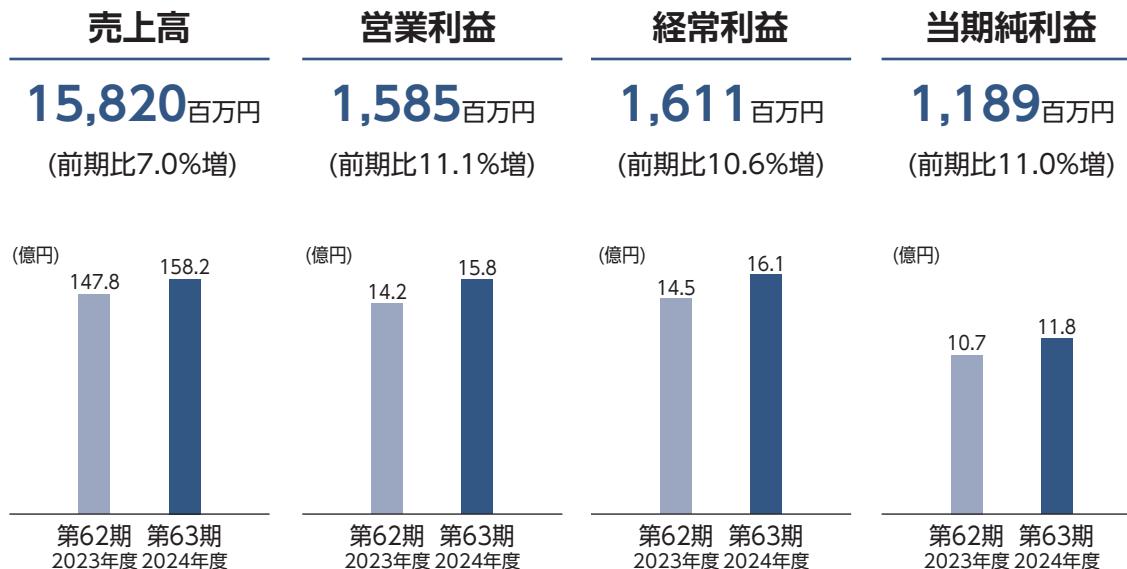
(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

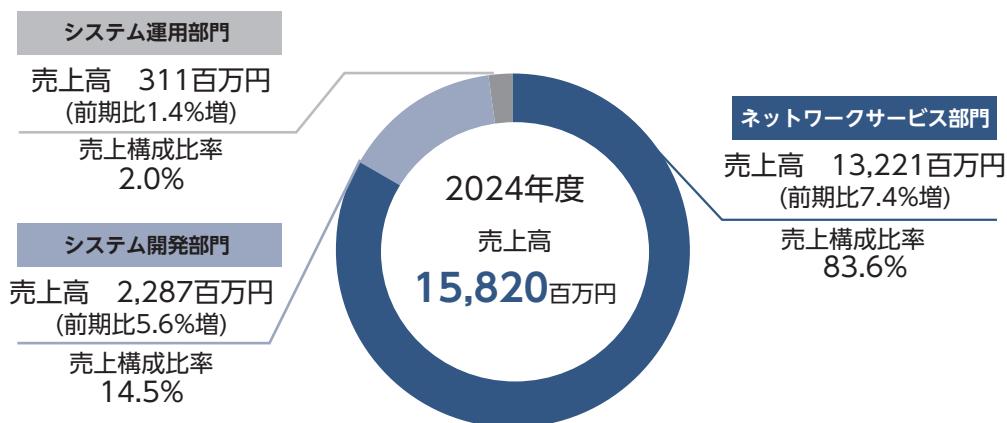
なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

業績ハイライト (2024年4月1日から2025年3月31日まで)



部門別の売上高構成



事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果
(経済環境)

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しの動きに足踏みがみられるものの、企業収益の改善とともに雇用・所得情勢は底堅く、緩やかな景気回復が継続しました。先行きにつきましては物価上昇の長期化や地政学的リスクの多様化、米国の政策動向による影響などの懸念により、依然として不透明な状況にあります。

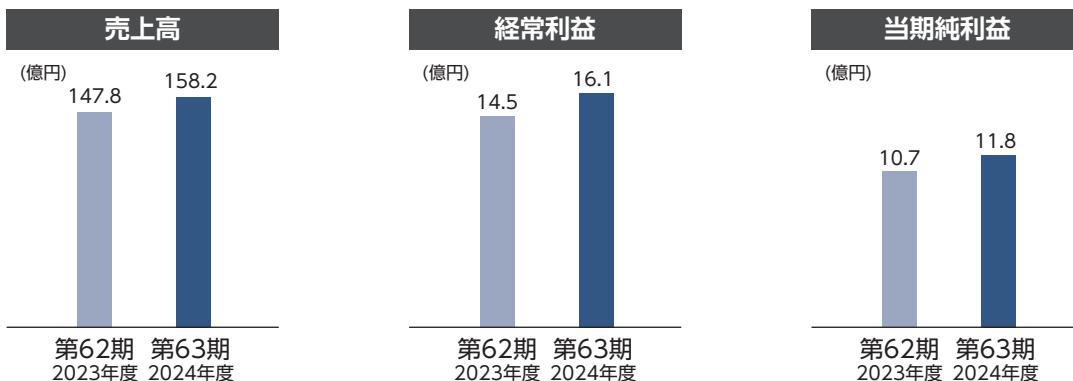
(業界環境)

情報サービス産業におきましては、企業の事業拡大や人手不足解消に向けた戦略的なIT投資が活発化しており、AIやクラウドサービス、セキュリティ対策、RPA等のDX推進をはじめ、従来型のシステム刷新の需要が拡大しております。

(当社の取り組みと業績)

このような情勢の下、当社では顧客ニーズの迅速な把握と提案力により、案件獲得と契約料金の改善に努めたことで売上が伸長しました。とりわけ、自動車関連や移動体通信等の分野における受注拡大が大きく貢献しました。また、技術者を確保するための採用強化や技術者への教育投資および賃金改善などにも積極的に取り組みました。

当事業年度の経営成績は、売上高15,820百万円（前期比7.0%増）、経常利益1,611百万円（前期比10.6%増）、当期純利益1,189百万円（前期比11.0%増）となりました。



部門別の概況は、次のとおりであります。

(ネットワークサービス部門)

顧客への提案活動を強化した結果、主に自動車関連や移動体通信の分野における受注が伸長し、売上高は13,221百万円（前期比7.4%増）となりました。

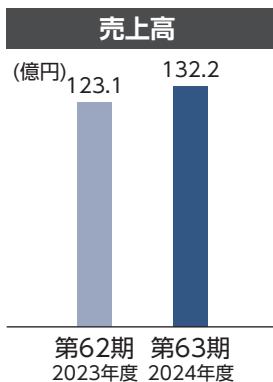
(システム開発部門)

顧客のDX推進に関わる案件や業務系アプリケーション等の案件獲得に努めた結果、売上高は2,287百万円（前期比5.6%増）となりました。

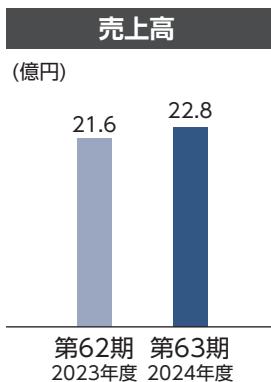
(システム運用部門)

汎用系の運用やオペレーション業務は、市場の縮小とともに価格下落が継続していることから、汎用系技術からネットワーク系技術への移行に継続して取り組んでおりますが、一部案件で契約料金が改善された結果、売上高は311百万円（前期比1.4%増）となりました。

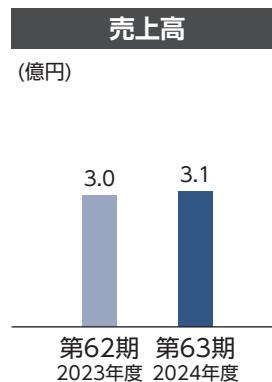
ネットワークサービス部門



システム開発部門



システム運用部門



- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区分		第60期 (2021年度)	第61期 (2022年度)	第62期 (2023年度)	第63期 (2024年度)
売上高	(百万円)	12,971	13,860	14,786	15,820
経常利益	(百万円)	1,265	1,345	1,456	1,611
当期純利益	(百万円)	863	912	1,071	1,189
総資産	(百万円)	12,156	12,894	13,932	14,645
純資産	(百万円)	9,591	10,169	10,966	11,684
自己資本比率	(%)	78.9	78.9	78.7	79.8
自己資本当期純利益率	(%)	9.3	9.2	10.1	10.5

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内景気全般は、企業収益の改善とともに雇用・所得情勢は底堅く、緩やかな景気回復の継続が期待できるものの、物価上昇の長期化や地政学的リスクの多様化、米国の政策動向による影響などの懸念により、先行きは不透明な状況にあります。

情報サービス産業におきましては、DX推進に向けた先進的分野や従来型のシステム刷新など、企業等のIT投資は引き続き増加傾向にあり、当社を取り巻く事業分野におきましても、これらの需要への的確な対応が求められる環境にあります。

このような状況の下、当社では高品質で付加価値の高いサービスを提供し、顧客の課題解決やビジネスへの貢献に努めてまいります。

中期的には優秀な人材の確保・育成と技術力の向上が重要な課題となります。引き続き効果的な採用活動を行うとともに、計画的なジョブローテーションによるキャリアアップを活性化するなど、高度技術者の育成やマネジメント能力、折衝力を備えたプロジェクトリーダーの育成を行ない、当社の中枢を担っていく人材の強化を図ります。また、従業員のエンゲージメント向上に繋がる制度や環境の整備も進めてまいります。

事業展開におきましては、収益性の高い分野へのリソース集中、DX推進に向けたITサービスの支援強化、IT技術の進化に応じた新規ビジネスの創出に取り組み、より一層の業容拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社の事業は、情報サービス事業ならびにこれらの附帯業務の単一事業であり、以下の事業部門に区分しております。

部 門 名 称	事 業 内 容
ネットワークサービス部門	当部門は、オープン系サーバ、ネットワークシステムの構築、運用管理をはじめ、セキュリティ関連業務のほか、各種ソフトのインストールやヘルプデスク、障害対応など幅広いサポート業務を行っております。
システム開発部門	当部門は、業務系システムの設計・開発、組込み系ソフト開発・検証、E R P（業務パッケージ）などのソフト開発に関わる業務を行っております。
システム運用部門	当部門は、汎用系システムの保守・運用管理を行っております。

(6) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

- 本 社（東京都千代田区）
- 東 京オフィス（東京都千代田区）
- 横 浜オフィス（神奈川県横浜市）
- 名古屋オフィス（愛知県名古屋市）
- 大 阪オフィス（大阪府大阪市）

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,863名	+73名	35.5歳	12.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、他社への出向者、嘱託、契約社員、パートおよびアルバイトを含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
三井住友信託銀行株式会社	110百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 41,458,000株
 (2) 発行済株式の総数 16,529,700株
 (3) 株主数 7,344名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
旭 情 報 サ ー ビ ス 社 員 持 株 会	2,389,014株	15.37%
大 槻 幸 子	801,040株	5.15%
光 通 信 株 式 会 社	657,800株	4.23%
大 槻 武 史	337,504株	2.17%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	314,040株	2.02%
大 槻 剛 康	300,766株	1.93%
大 槻 幸 史	272,400株	1.75%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	256,200株	1.65%
小 野 一 夫	220,000株	1.42%
大 槻 広 子	195,800株	1.26%

(注) 当社は2025年3月31日現在984,964株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年8月22日開催の取締役会決議により、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行可能株式総数は41,458,000株、発行済株式の総数は16,529,700株（自己株式を含む）となっております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2025年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
濱田 広徳	代表取締役社長	
宮下 勇人	取締役	常務執行役員 (管理本部長兼人事部長兼人材開発室長 総務担当)
水野 伸一	取締役	上席執行役員 (管理副本部長兼経営企画部長兼パートナー推進室長 兼IR室長)
田茂 義之	取締役	上席執行役員 (事業本部長兼ビジネスイノベーション推進室長 関西圏事業担当)
水島 克典	取締役	上席執行役員 (管理副本部長兼財務経理部長兼情報システム室長)
岩田 守弘	取締役	
久保 英資	取締役	
石野 洋子 (戸籍上の氏名：冲中洋子)	取締役	アヲハタ株式会社社外取締役
上関 孝昭	常勤監査役	
三浦 州夫	監査役	河本・三浦法律事務所代表者 株式会社神戸製鋼所社外取締役 (監査等委員)
清水 万里夫	監査役	公認会計士清水万里夫事務所所長 株式会社千趣会社外監査役
三原 秀章	監査役	公認会計士三原秀章事務所所長 アズワン株式会社社外取締役 (監査等委員)

(注) 1. 2024年6月21日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、高橋章近氏および田中博氏は任期満了により退任し、石野洋子氏は新たに取締役に選任され就任しました。

2. 当事業年度中に以下の取締役の地位および担当の異動がありました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
宮下 勇人	常務取締役 財務経理部長	常務取締役 財務経理部長 人事担当	2024年6月21日
	常務取締役 財務経理部長 人事担当	取締役 常務執行役員 管理本部長 兼人事部長 兼人材開発室長 総務担当	2024年10月1日
水野 伸一	取締役 パートナー推進部長	取締役 上席執行役員 管理副本部長 兼経営企画部長 兼パートナー推進室長 兼IR室長	2024年10月1日
田茂 義之	取締役 経営企画部長 兼ビジネスイノベーション推進室長 兼IR室長	取締役 上席執行役員 事業本部長 兼ビジネスイノベーション推進室長 関西圏事業担当	2024年10月1日
水島 克典	取締役 総務部長 兼広報室長 兼情報システム室長	取締役 上席執行役員 管理副本部長 兼財務経理部長 兼情報システム室長	2024年10月1日

- 取締役岩田守弘氏、取締役久保英資氏および取締役石野洋子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 監査役三浦州夫氏、監査役清水万里夫氏および監査役三原秀章氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 監査役清水万里夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役三原秀章氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、開示すべき関係はありません。
- 重要な兼職の状況に記載のない役員は、該当事項がありません。
- 当社は、取締役岩田守弘氏、取締役久保英資氏および取締役石野洋子氏、監査役三浦州夫氏、監査役清水万里夫氏および監査役三原秀章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役であるものを除く。）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものです。

ただし、一定の免責額の定めを設けているほか、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役報酬は、固定報酬である基本報酬と短期インセンティブとしての業績連動報酬により構成されており、その報酬額は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で金銭によりそれぞれ支給しております。

固定報酬と業績連動報酬の構成割合は、代表取締役社長が5対5、役付取締役が6対4、兼務取締役が7対3であり、上位役位ほど業績連動報酬の割合を高める設計としております。

社外取締役および監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

上記方針は取締役会で決定しております。なお、各監査役の報酬額は株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

退職慰労金につきましては、株主総会における退職慰労金贈呈決議を経て、役員退職慰労金内規に従い算定し、取締役の退職慰労金は取締役会において決議し、監査役の退職慰労金は監査役の協議により決定します。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第44回定時株主総会において年額2億4千万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第44回定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・透明性・客観性および説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、過半数を社外取締役で構成し、社外取締役が委員長を務める体制をとっております。

取締役の個人別報酬額は、取締役会からの諮問を受けた指名・報酬委員会が取締役会で決議された基準との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで答申し、取締役会で再一任された代表取締役社長濱田広徳が、指名・報酬委員会の答申の内容を尊重して決定しております。当社全体の業績を踏まえて取締役の評価を公正に行う者として最も適していると判断し、これらの権限を代表取締役に委任しております。

取締役会は、これらの手続きを通じて、代表取締役による報酬決定が適切に行われ、また、その内容が取締役会で定めた決定方針に沿ったものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	103 (17)	59 (16)	39 (-)	5 (1)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	26 (16)	25 (15)	- (-)	1 (1)	4 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給人員には、2024年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 上記のほか、2024年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対し46百万円支給しております。
なお、この金額には、当事業年度および過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰越額が含まれております。
4. 業績連動報酬については、企業業績と企業価値の持続的な成長を実現するため、業績結果を明確に報酬に反映する観点から経常利益の対前事業年度増減率を指標として算定しております。当事業年度の業績連動報酬に係る増減率は、目標値である経常利益1,345百万円に対し8.3%増となりました。
5. 非金銭報酬等として取締役に對して株式報酬を交付しておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

「(1) 取締役および監査役の状況 (2025年3月31日現在)」に記載の重要な兼職の状況のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席会議および出席状況	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
岩田守弘 (取締役)	取締役会 (12回/12回)	取締役会では、経営者としての豊富な経験と見識のもとで、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
久保英資 (取締役)	取締役会 (12回/12回)	取締役会では、経営者としての豊富な経験と見識のもとで、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。 なお、同氏は指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
石野洋子 (取締役)	取締役会 (10回/10回)	取締役会では、大学教授としての豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
三浦州夫 (監査役)	取締役会 (12回/12回) 監査役会 (11回/11回)	主に弁護士として豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会では経営に有益な助言・提言を行っております。 また、監査役会におきましては、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。
清水万里夫 (監査役)	取締役会 (12回/12回) 監査役会 (11回/11回)	主に公認会計士として財務および会計に関する専門的な知識や経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、取締役会では経営に有益な助言・提言を行っております。 また、監査役会におきましては、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。
三原秀章 (監査役)	取締役会 (12回/12回) 監査役会 (11回/11回)	主に公認会計士および税理士として財務および会計に関する専門的な知識や経験を通じて培われた幅広い見識を活かし、取締役会では経営に有益な助言・提言を行っております。 また、監査役会におきましては、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適宜行っております。

(注) 石野洋子氏の取締役会の出席回数は、2024年6月21日の取締役就任以降に開催された取締役会のみ対象としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が公認会計士法に違反する等、会計監査人として適当でないと判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第62期 (前期)	第63期 (当期)	科 目	第62期 (前期)	第63期 (当期)
	2024年3月31日現在	2025年3月31日現在		2024年3月31日現在	2025年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	10,117,991	10,435,076	流動負債	2,838,071	2,872,820
現金及び預金	6,779,249	6,697,860	短期借入金	210,000	210,000
売掛金	2,963,467	3,150,446	未払金	405,282	262,136
契約資産	1,607	1,324	未払費用	561,195	593,009
有価証券	299,034	498,800	未払法人税等	229,515	276,830
仕掛品	4,157	2,492	賞与引当金	1,120,470	1,199,920
前払費用	63,029	71,272	受注損失引当金	—	84
その他	7,444	12,880	その他	311,607	330,839
固定資産	3,814,162	4,210,851	固定負債	127,370	88,970
有形固定資産	57,680	55,894	役員退職慰勞引当金	127,370	88,970
建物	40,085	35,793	負債合計	2,965,441	2,961,790
工具、器具及び備品	17,594	20,101	純資産の部		
無形固定資産	30,179	22,435	株主資本	10,854,960	11,562,319
ソフトウェア	25,509	17,765	資本金	733,360	733,360
その他	4,670	4,670	資本剰余金	624,523	624,545
投資その他の資産	3,726,302	4,132,521	資本準備金	623,845	623,845
投資有価証券	1,846,422	2,285,406	その他資本剰余金	678	700
敷金及び保証金	207,061	204,118	利益剰余金	9,868,894	10,576,254
保険積立金	826,646	737,298	利益準備金	144,000	144,000
前払年金費用	562,073	635,698	その他利益剰余金	9,724,894	10,432,254
繰延税金資産	268,191	253,827	別途積立金	4,090,000	4,090,000
その他	15,906	16,172	繰越利益剰余金	5,634,894	6,342,254
資産合計	13,932,153	14,645,927	自己株式	△371,818	△371,840
			評価・換算差額等	111,751	121,818
			その他有価証券評価差額金	129,036	139,103
			土地再評価差額金	△17,285	△17,285
			純資産合計	10,966,711	11,684,137
			負債純資産合計	13,932,153	14,645,927

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第62期 (前期)	第63期 (当期)
	2023年4月1日から 2024年3月31日まで	2024年4月1日から 2025年3月31日まで
売上高	14,786,290	15,820,459
売上原価	11,575,677	12,371,749
売上総利益	3,210,613	3,448,709
販売費及び一般管理費	1,782,842	1,862,969
営業利益	1,427,771	1,585,740
営業外収益	31,405	38,299
受取利息	119	555
有価証券利息	18,115	25,162
受取配当金	7,369	8,768
賃貸不動産収入	996	996
助成金収入	3,314	340
雑収入	1,491	2,476
営業外費用	2,409	12,876
支払利息	1,678	1,560
保険解約損	—	10,571
賃貸不動産費用	548	539
雑損失	183	205
経常利益	1,456,767	1,611,162
特別利益	—	15,975
投資有価証券売却益	—	15,975
特別損失	—	692
固定資産除却損	—	692
税引前当期純利益	1,456,767	1,626,445
法人税、住民税及び事業税	402,116	428,885
法人税等調整額	△16,557	8,313
当期純利益	1,071,208	1,189,246

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

旭情報サービス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	定留 尚之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口 正邦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭情報サービス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び監査計画等に従い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針及び監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査致しました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の運用状況を監視及び検証致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを、監視及び検証致しました。また、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則 第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和6(2024)年3月12日 企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

旭情報サービス株式会社 監査役会

常勤監査役 上 関 孝 昭 ㊞

監 査 役 三 浦 州 夫 ㊞

監 査 役 清 水 万 里 夫 ㊞

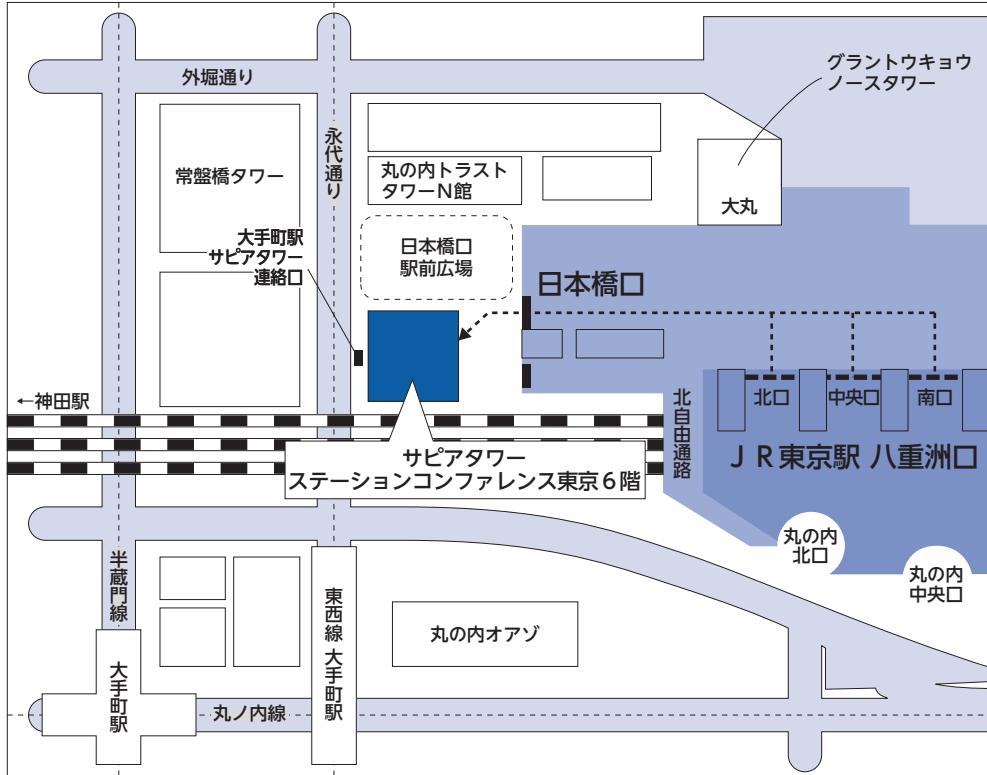
監 査 役 三 原 秀 章 ㊞

(注) 監査役 三浦州夫、監査役 清水万里夫、及び監査役 三原秀章は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー ステーションコンファレンス東京 6階 602
TEL 03-6888-8080 (代表)



J R東京駅 八重洲北口改札口より徒歩3分
新幹線専用改札口(日本橋口)より徒歩1分
地下鉄 大手町駅サピアタワー連絡口直結



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。